

住所異動の手続きのご案内

卒業や入学、転勤と異動の多い時期となりましたので、住所の異動とそのほかの関係手続きについてご案内します。

なお、不明な点はあらかじめ問い合わせしてから手続きをしてください。

問合せ先 市役所市民窓口グループ
☎52-1111(内線214-218)



転入届・転出届・転居届

- ・届出場所…市役所市民窓口グループ
- ・届出人…本人もしくは同一世帯の家族
- ※同一世帯の家族以外が窓口に来庁する場合、**委任状と異動者本人の身分を証明するもの(免許証など)**が必要です。
- ※平日の午後5時15分以降および土日曜日、祝日は住所異動の届出はできません。
- ※各種届出に伴う必要なものの詳細は、表の「手続きに必要なもの」で確認してください。

種類	どんなときに	届出期間	手続きに必要なもの
転入届	ほかの市町村から高浜市への住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	転出証明書(旧住所地で交付を受けてください)、印鑑、本人確認書類(免許証など)
転出届	高浜市からほかの市町村への住所異動	あらかじめ転出前に届け出てください	印鑑、本人確認書類(免許証など)
転居届	市内での住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	印鑑、本人確認書類(免許証など)

住所異動に伴うそのほかの手続き

手続きに必要なもの

- ：必要書類
- △：要否を担当に確認

項目	手続きに必要なもの			問合せ先	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(転出・転居の場合) ・印鑑 ※転出の場合は転出日の翌日で資格がなくなります。 			市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階:窓口10番) ☎52-1111(代)	
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 			市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階:窓口10番) ☎52-1111(代)	
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金証書 				
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印鑑 			市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階:窓口9番) ☎52-1111(代)	
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証(転出・転居の場合) ・印鑑 ・健康保険被保険者証 ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。 				
児童手当	手続きに必要なもの	転入	転居		転出
	・印鑑	○	○		○
	・預金通帳または振込先などが分かるもの	○			
	・健康保険被保険者証の写し	○			
・児童手当用所得証明書	○			こども育成グループ (市役所3階:窓口25番) ☎52-1111(代) ※詳しくは問い合わせてください。	